

包摂型社会実現の課題：薬物依存症回復施設と地域住民との関係性

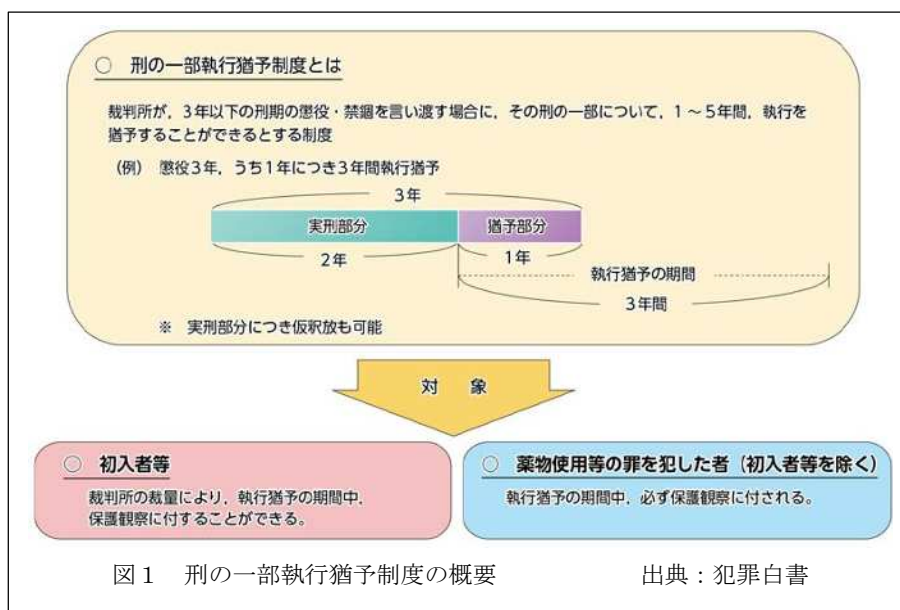
深谷 裕

1. はじめに

薬物依存問題を抱えた人々に対する従来の日本社会における対応は、主に司法が中心であった。「ダメ・ゼッタイ」の壁を超えた人々は、一般の地域住民にとっては遠い存在であり、司法の手を離れば彼らは再び地域社会に帰り、日常生活を送るようになるのだが、そのことについては考えることをしてこなかった。それは行政や専門職も同じであり、彼らの実情に目を向け、彼らが薬物依存から回復し、地域社会で安定した生活を送るために必要な支援や関わり方について、十分に理解を深めてきたとは言い難い。結果的に長年、薬物依存症を“自己責任”にとらえ、別世界のこととして放置する結果となっていた。そのため、薬物依存に陥り矯正施設に入所した人々は、施設から出た後も、地域の中で自分の居場所を見つけることができず、再犯を繰り返すという負のサイクルに陥ることになっていた。

こうした薬物依存症の問題、とくに再犯者の存在を近年政府は解決すべき課題として認識するようになり、平成 25 年に一部執行猶予制度を導入した。これは、裁判所において宣告した刑期の一部を実刑とするとともに、その残りの刑期の執行を猶予することにより、社会内における再犯防止・改善更生を促そうとする制度である。犯罪をした者の再犯防止・改善更生を図るためには、矯正施設における処遇後に十分な期間にわたり社会内処遇、すなわち地域生活を送りながら社会の中で処遇を受けることが有用な場合があると考えられたのである。さらに平成 28 年 6 月からは、薬物使用等の罪を犯した者を対象とした「薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律」を制定して、累犯者であっても、一部執行猶予を言い渡すことを可能とした(図 1 参照)。

執行猶予中に対象者の指導・支援にあたる保護観察所は「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン」に沿っ



て、プログラムを進めることになる。このガイドラインは、薬物依存症者の回復には、刑事施設や保護観察所等の国の機関だけでなく、地方自治体、医療機関、ダルク等の民間支援団体等といった関係機関・団体等の連携が不可欠という共通認識に基づくものである。

かつては薬物依存の要因は本人の人的弱さに専ら帰されていたが、近年では依存症は病であり、治療が必要との認識が関係者の間では主流である。法務省は出所者の再犯防止には「居場所」と「出番」の確保が不可欠とし、居住先の確保と就労支援に力を入れている。とくに薬物依存がある場合は「居場所」と「出番」に加え、回復に向けた治療と生活支援が重要になる。

これらの支援をトータルに提供しているのが、薬物依存症の回復施設であるダルク（DARC: Drug Addiction Rehabilitation Center）である。この意味で、ダルクは前述の関係機関の中でもとくに重要な役割を果たしていると言えよう。ダルクは全国各地にあるが、個々のダルクは独立して運営している。薬物使用経験の無い、いわゆる非当事者が精神保健福祉士等の専門職スタッフとして関与しているところもあるが、基本的には薬物依存からの回復者による当事者組織であり、運営スタッフも利用者も共に薬物依存の経験者である。自宅から通所する利用者もいるが、多くは近隣のグループホームに住み、そこからデイケア・プログラムに通っている。プログラム内容は施設により異なるが、活動の中心が日々のミーティングであることは共通している。近年ではダルクの施設数は増加傾向にあり、また活動場所も保護観察所や矯正施設、精神保健福祉センターなど広がりを見せており、薬物依存症からの回復を進めていく上で、ダルクは不可欠な存在となっている。

このように薬物依存症からの回復に欠かせない存在となっているダルクであるが、近年、利用者のためのグループホームを地域に建設（設置）するにあたり、近隣住民からの激しい反対運動が生じるようになった。障害者施設や保育園などの福祉関連施設建設に対する住民の反対運動はこれまでも各地で生じてきた¹。社会的包摂や地域共生社会の実現の重要性が強調される昨今において、施設コンフリクトは積極的に解決していかなければならない課題の一つであり、実際、特に精神障害者施設や介護施設などの施設コンフリクト事例については研究が進められてきた。しかし、「話し合い」以外に抜本的な解決策が見出されているわけではない。また、薬物依存症回復施設建設をめぐる施設コンフリクトについては、顕在化しなかったこともあり、研究で得られている知見は少ない。包摂型社会の実現のためにも、また政府が進める再犯防止の観点からも、薬物依存症者が回復し、地

¹ 毎日新聞が、9月に47都道府県と、道府県庁所在地、政令市、中核市、東京23区の計106自治体に、2014年10月～19年9月の5年間に起きた反対運動などについて尋ねる調査票をメールで送付し、全てから回答を得た。グループホーム（GH）などの障害者施設が住民の反対で建設できなくなったり、建設予定地の変更を余儀なくされたりしたケースが、過去5年間に少なくとも全国21都府県で計68件起きていたことが毎日新聞の調査で明らかになった。反対運動が起きても施設を運営する事業者任せ、県や自治体などが対応しなかったケースが32件あった。（毎日新聞2019年12月22日）

域の一員として生活していけるようになることが望ましい。そのためには、安定した住居・居場所の確保が不可欠であり、それを阻む地域との軋轢は早急に解消されてしかるべきである。

そこで本調査では、地域住民とダルクとのこれまでの関係性を振り返りつつ、ダルクの運営スタッフが地域住民との関係性についてどのように認識しているのかを明らかにし、施設コンフリクト解決に向けた基礎資料としたい。

2. 方法

対象は、九州のダルク 4 カ所（うち 1 カ所は住民反対運動を経験）と、近年激しい反対運動が生じている近畿地方のダルク 1 カ所の、計 5 カ所である。各ダルクを調査者が訪問し、施設長から 1 時間半程度の聞き取り調査を実施した。地域住民との関係性に先立ち、各ダルクの運営方法などについても質問をしている。以下では、聞き取った中から地域住民との関係性について触れた部分を主に整理していく。

3. 地域の中のダルク

1) 開設当初の賃貸契約の困難さ

今回対象となったダルクの施設長の多くは、既にデイケア用の施設があった場所に後継の施設長として着任したという方が多く、あくまで「また聞きで」ということであったが、1980～1990 年代後半に施設を新設する際は、賃貸契約は必ずしもスムーズに運んだわけではなく、利用目的を告げると、複数の不動産業者あるいは大家から断られた経緯があるところが多かった。結果的に交通の便が悪く、寂れた飲み屋街や工場があるようなエリアに一時的に入居し、利用者の増加に伴い移転を再考せざるを得なくなったところもあった。ただし、当時は法人格を持たない任意団体であったため制度的縛りが少なく、ダルクの知名度も低かったことから、詳細な利用目的などを伏せることでアパートや古民家の賃貸契約も可能であったようである。

また、賃貸契約あるいは買取りがスムーズに運んだケースでは、当時の理事（ダルクスタッフ他、弁護士、医師など）や後援会／支援会（理事と重複していることが多いが、地域の有力者が一部含まれることもある）の人々が、協力的な不動産業者や大家を紹介したり、これらの人々が保有している物件であったというところが多い。

2) 近年の賃貸契約の困難さ

2020 年現在でも、団体名や利用目的を告げると不動産業者や大家から断られることが依然として続いている。中には審査にすらかけてもらえないというケースもある。とりわけ、日中のみの活動に限定されるデイケアの設置よりも、夜間に滞在するグループホームの設置は難しく、「何があるかわからない」「危ない」「地価が下がる」「子どもたちの安全が脅かされる」といった理由で拒否されることが多い。また、古くからの住民が多い住宅

街での設置はハードルが高い。施設長の一人は、「マンションやアパートの大家さんだと、怖いとかいうよりも、ダルクの施設が入ることで、入居希望者がいなくなることを危惧するのではないか」と推察していた。

一方で、企業や商店の比較的多い商業地域や、同じ住宅街でも学生や単身者が中心で、あまり近隣に関心を示さないような住民が多い地域であると、円滑に賃貸契約（買取契約）が進められることがある。さらに、これらの地域で建物の1フロアすべてを借りる、2階を全て借りるなど、他の入居者と顔を合わせる事が少ない状況にしたことで、よりスムーズに賃貸契約が結ぶことができたケースがあった。

3) 近年の賃貸契約を困難にしている要因

1990年代後半の頃と比較すると、ダルクがデイケア用の施設やグループホームといった居場所を確保することはより困難になっているという。その要因について、主に次の2点のことが挙げられていた。

1点目は、社会におけるダルクの知名度が上がったことで、自分たちが薬物依存症回復施設であることが知られるようになったことである。近年、芸能人の薬物問題をきっかけに、マスコミが薬物依存の問題を取り上げる頻度が多くなり、その一貫でダルクも注目を浴びるようになった。それ自体悪いことではないように思われるが、問題はその報道のされ方だという。ある施設長は「回復していく姿を見てもらいたいと思うし、見せるべきだと思うが、マスコミも周囲も回復する姿を見せようとしなくていい」と述べていた。また「芸能人の薬物問題などの際にマスコミが流す偏った情報で、自分たちは居心地がとて悪くなった」という発言が複数聞かれた。つまり、薬物依存症に対して一般市民から正しく理解されておらず、「怖い」「何をするかわからない」「悪い人たち」「危ない」といったマスコミが流すイメージだけが人々の間に浸透してしまっているということである。法人名に「ダルク」と付いていれば、物件を探すときに団体の素性を伏せておくことは難しいという。

2点目は、従来は法人格を持たない任意の当事者グループであったものが、障害福祉制度の枠組みの中で行政の認可を受けて運営をしていくようになったこと²、精神障害者である利用者のサービス利用にかかる利用費や運営費を活用できるようになり、運営が安定した一方で、建物の設置基準や地域住民から理解を得る努力など、さまざまな条件（規制）に縛られるようになったことである。グループホームの設置基準に見合った、改修費用がかからない物件で、かつデイケアから近い場所が望ましいが、そのような理想的な物件はなかなか見つからない。また見つけられたとしても、設置に対する周辺地域の理解を得ることが努力義務になっているため、スムーズに設置できるとは限らない。

² 障害者総合支援法上のどのサービスを利用するかは、各ダルクにより異なっている。一般的にはデイケアは生活訓練（自立訓練）事業所、就労支援B型事業所、地域活動支援センター等の認可を受けており、グループホームは共同生活援助に該当する。

4) 地域住民からの理解を得る努力

障害者総合支援法では、地域との連携等を規定した第42条において「障害者支援施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない」とあり、地域との交流を推奨している。さらには、条例等で障害福祉サービス事業者に、自治会への加入や事業内容や障害特性についての自発的な説明など、地域への働きかけを規定しているところもある³。

では、日常的にダルクではどのような地域参加を心がけているのだろうか。具体的に挙げられていたのは、自治会への加入の他、施設周辺の毎日の清掃、地域の公園や河川敷の掃除、ボランティア活動への参加、餅つきに近隣の人を招くなどであった。より広域な地域への働きかけという意味では、公開でDARCフォーラムを開催し、回復者の様子を見てもらう機会を設けたり、イベントに出店したり、講演等の啓発活動なども実施している。

また、周辺の人々が不安を感じないように、率先して挨拶をする、刺青などがある場合は長袖を着るなど、生活態度にも注意を払うようにしているという⁴。

これらの地域活動については、「地域に受け入れてもらえるように意図的に実施している」というところもあれば、「受け入れてもらいたいからというよりも、普通の地域住民として当たり前のことだから」と述べていたところもあった。

5) 近隣住民との関係性

これらの日々の心がけにもかかわらず、施設ごとの相違もあるが、いずれも近隣住民と密な関係性が築かれているわけではない。単身者が多い地域や商業地域に移転したダルクや、建物丸々1棟借りをしているところは、近隣住民との接点はとくに少ない。

ある施設長は、住宅街に看板を出さずに運営していた当時と比べて、地域との距離は離れた印象があると述べていた。以前は、薬物依存回復施設であることを伏せていたこともあり、利用者が「近所のタバコ屋のおばちゃんと仲良くなって、お土産を買っていくこともあった」「近隣の人が喫煙エリアで一緒にタバコを吸うこともあった」という。また、他の施設長も「おそらく自分がダルクの人間だと知らないのだろう」と前置きし、犬の散歩をしていると、同じように犬を連れた方で話しかけてくれる方がいるとのことであった。

ダルクが薬物依存回復施設であること、あるいはその人物がダルク利用者であることを

³ たとえば北九州市は「北九州市障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」第8条で、自治会などの地縁団体への加入とともに、地域住民等に対し、事業の内容や利用者の障害の特性等を説明する努力を規定している。

⁴ 全国のダルク施設長・スタッフが集まり2019年8月に開催された「第6回ダルク意見交換会」では、地域住民との関係づくりをテーマに、地域住民の理解を得るために行われている工夫や活動に関する意見交換がなされた（国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所 薬物依存研究部主催）。

知っているか否かは、近隣住民の態度に大きく影響を及ぼすように思われるが、一方である利用者が店舗でトラブルを起こした際に、店主がダルクを訪れ、施設や利用者について丁寧に説明をしたら理解を示し協力的に振る舞ってくれたというところもある。

また、ここにダルクがあることを知っている住民もいるが、よく話を聞くと近隣のパチンコ店に出入りする人と混同しており、近所の柄の悪さがダルクのせいとされているという施設もあった。また、上述のように自治会に加入していても、自治会が開催するイベントに呼ばれることはないというところも少なくない。

「ダルクについて、薬物依存回復者について正しく理解した上で、普通に接してもらおうのが理想」とある施設長は述べていた。

6) 施設建設をめぐる課題

今回聞き取りを行った中には、「他のダルクでの経験を踏まえて、初めから看板は出さずに都心に開設するようにした」「反対運動を避けるために、会社が多い商業地域でワンルームという、この条件を選んだ」「説明会はず、こっそり入ってしっかり回復する」というように、反対運動を意識して戦略的に物件を探し、それが功を奏したところもあった。

しかし一方で、近隣住民からの強い反対に遭遇し、結果的に別の場所を選ぶに至った事例もある。これらはいずれも商業地域ではなく住宅街にグループホームを建設し、認可取得を予定したケースであった。以下では本調査対象の中で対立が生じた事例を「コンフリクト・ケース」として、その概要を整理しておく（写真1・2参照）。

① 住民対象説明会

言うまでもなく、居住権は日本国憲法で保障されている基本的人権であり、これを侵すこ



写真1：町内の掲示板に貼られた建設反対のビラ
(筆者撮影)



写真2：個人宅に貼られた建設反対のビラ
(筆者撮影)

とは明確な人権侵害である。したがって、ダルクなどの福祉施設建設にあたって地域住民を対象に説明会を開いたり、同意を得る必要は法的にはない。しかし、地域住民の理解のもとに施設建設がなされるのが、住民にとっても利用者にとっても最善であるのは言うまでもない。そこで住民対象の説明会を開くことになるのだが、必ずしも好意的に受け止められるとは限らない。むしろ渋々受け入れられるか、強硬な反対に遭遇することが多いように思われる。

今回のコンフリクト・ケースにおける住民説明会は、施設建設前のタイミングのところもあれば、改築し認可直前に開催されたところもある。いずれのケースでも自治会長・町内会長などが地域住民に声掛けし召集していたようだが、住民側は「絶対反対」という強硬な態度で臨んでいた。一方、ダルク側は施設長や弁護士、医師などの専門職の他、関係する支援者が出席し、施設建設・入居についての説明を試みるも、住民の強硬な態度に圧倒されることが多く、先行きの困難さを感じていた。説明会は、小規模のものも合わせると10回以上開催したところもある。しかし、何度話し合いを繰り返しても平行線であった。ある施設長は「説明会に参加しなかった人のために、自治会からは何回も説明会をしると言われるが、キリがないし、その効果もよくわからない。実際は説明会ではなく反対集会になっていた」「説明会をすればするほど溝は深まる印象があった」と吐露している。

② 行政の役割

行政にはダルクと住民との間に入り、仲裁者としての機能を果たすことが期待されるが、いずれのコンフリクト・ケースにおいても、行政は説明会などへの出席はあったものの、その存在意義を十分に示すことはできていなかったようである。対象者からは「立場もあるのだろうが“市民の矢面に立ちたくない”という姿勢で、行政は味方になってくれなかった」「最初から腰が引けていて、建設を予定していることを自治会長に話しに行ってはくれたものの、“ダメと言われた”で終わり。どうすればいいか聞いても“わかりません”しかない」「行政は自分たちにいろいろ頼んでくるのに、自分たちのために何かやってくれるということはない」「住民に対して“ダメ”とは言えないことを最初に行政がきちんと説明すべきだった」と、行政の態度や対応に対する不満が複数聞かれた。ある施設長は「行政が民衆を押し返す力が無くなっているので、板挟みになっているように見える」と述べていた。

③ 住民側からの要求

全国的にみても、ダルク利用者がこれまでに事件を起こしたことはないのだが、住民たちはあくまでもダルク利用者は危険な存在であり、日常の安心を脅かす存在として認識されており、ダルク側に対して、柵を張り巡らせる、施設内外に監視カメラを取り付ける、夜間帯もスタッフを常駐させる、ユニフォームを着る等のさまざまな要求が出された。しかし、ダルクに豊潤な運営資金があるわけでもなく、また利用者の人権侵害にあたる要求もあり、妥協点を見出すのは難しいと感じていた。

これらの要求が出されたこともあり、ダルク側は、薬物依存や自分たちの取り組みについて住民に知ってもらったら、納得してもらえらるだろうと推測していた。実際はコンフリク

ト・ケースに直面した施設長らは「説明してもあまり変わらなかった」「聞く耳をもってもらえなかった」とも振り返っているが、今回聞き取りをしたすべての対象者が「反対する気持ちもわからなくもない。知らなければ不安だと思う」と述べ、反対する住民に対して一定の理解を示していた。

④ 地域の事情・ダルクの事情

しかし、実際は知識不足以外にもその地域がもつ地域性、あるいは住民が歴史的に置かれてきた立場などが、彼らを強い反対に向かわせていたように伺える。ここでは詳述は避けるが、その地区の歴史的重要性が過小評価されていた、行政から差し置かれていた、暴力団関係者の住まい・事務所があったなど地域の歴史、そこから生じる矜持や被害者感情など複雑な事情と住民心理が絡んでいることが推察される。このような背景もあり、いずれのコンフリクト・ケースでもとくに比較的長くその地域に住む年配の住民が反対運動の中心になっていた。また、住民同士での意見の対立も見られ、住民間あるいは住民とダルク間に立つ住民代表者（仲介者）が板挟みになり、コンフリクトを複雑にしていた。

ダルク側は、反対運動で計画が停止している間も、銀行からの融資返済が始まっていたり、あるいは入居予定だった利用者の住まいを確保しなければならず、そのための資金確保が求められるなどの事情があり、建設・入居を急ぎたいという焦りがあった。どのようにすれば和解に至れるのか、他のダルクでも施設コンフリクトに際しての解決策を持ち合わせているわけではなく、途方に暮れる状態であったことが推察される。ある施設長は「最初はどうすれば反対運動をとめられるのかと必死に考えていた」と振り返っている。結果的には、ダルク側がより便利で適当な物件を別の地域に見出すことができたことをきっかけに、コンフリクトはいったんの収束に至っている。

⑤ 支援者のかかわり

日常的にダルクの活動を陰ながら支えている弁護士や医師などの専門職も、今回のコンフリクト・ケースでは住民説明会に参加したり、アドバイスを提示している。

施設コンフリクトは法律では解決しにくい課題であるため、弁護士が直接的に解決・和解に導くことは困難である。むしろ弁護士や医師などが説明会に参加したことで、住民が「横柄な態度で物を言われた」と怒り反発が強まった、住民の感情が逆撫でされたという声も聞かれた。

しかし、直接的な解決・和解には至らなくても、コンフリクトの経験のある弁護士などが寄り添い、適宜法的なアドバイスを提供することは、スタッフにとっては心強いものであったという。また、住民側でも弁護士を雇い、他の住民の説得に当たっているという話からも、弁護士がコンフリクト事例において果たす役割は小さくは無いことが示唆される。

また、その他の支援者たちも強いストレス下に置かれているスタッフの心情を理解し、スタッフを孤立させないよう一緒に対策を考えたり、労りの言葉をかけるなどさまざまな心がけをしていたようである。ある施設長は「支援してくれた人たちは、一緒に矢面に立ってくれた」「一緒に歩いてくれる良き理解者と感じている」と述べていた。

7) 理想とする地域との関係性

以上で論じてきたように、薬物依存回復者と地域住民との関係性は必ずしも良好なものとは言えない。では、彼らはどのような関係性を希望しているのか。対象者らによると、「薬物依存症からは回復できるし、利用者はみな役に立ちたいと思っている。しかし否定され続けると、役に立ちたいという気持ちも萎えてしまうし、捻くれる」「回復には“地域に受け入れてもらえた感（普通の人として接してもらえた感）”がとても大事」「利用者たちは、自分の経験が誰かの役に立つことに意義を感じる」とし、利用者たちが地域社会の一員として存在意義を感じられる機会の重要性を強調していた。ただ一方で、「あまり頼られすぎても距離が近すぎて負担になりメンタルを崩しかねないので、適度な距離は必要だと思う」という発言もあった。

また、「薬物依存に対するスティグマは根強いが、安全であることを説明するのは難しい」「刑務所の技官ですら薬物依存についてわかっていないこともある」「逮捕されると隠す地域性があるので、薬物依存が見えなくなっている。地域の方は、わからないのだと思う」「講演に行っても、寝た子を起こすなという感覚で、主催者から“回復できるということは言わないで”と言われる」とし、薬物依存に対する地域社会の理解を促進する難しさを指摘していた。

4. 考察

薬物依存からの回復には、地域社会の理解と受け入れは不可欠である。とはいえ、上記の施設コンフリクトの例が示すように、また対象者の一人が述べていたように、一般市民の薬物依存に対する否定的認識や偏見は非常に根深いものがあり、一度薬物依存に陥った人々が地域の人々から理解され受け入れられることは容易ではない。それを承知しているからこそ、ダルクの人々はさまざまな関係者らの協力を得ながら、注意深く地域住民との関わり方を模索してきた。

ただ、施設コンフリクトが薬物依存回復施設だけでなく、保育園や障害者施設、介護施設といったさまざまな福祉施設の建設にあたり発生している実情に鑑みると、地域社会のあり方が問われているとも言えよう。建前は「地域共生社会の実現」「居住の権利の保障」があるべき姿とされてはいるが、地域住民一人ひとりが、その実現のためにどう振る舞う必要があるのか、何が求められるのかを十分に理解しているわけではない。自らの問題として目前に突きつけられて、初めてその意味を考える機会が与えられるのではないだろうか。

施設コンフリクトは、住民の気質や地域の歴史も複雑に絡んでいることが多く、和解することが非常に難しい問題である。野村（2008）は、過去に精神障害者施設で生じた複数の施設コンフリクト（和解に至ったケース）を振り返り、和解に至ったプロセスを大きく5つに

整理している⁵；①地域住民に対し施設建設を告知しないことによる和解、②施設側の譲歩による和解、③行政がパイプ役を果たすことによる和解、④施設利用者に対する理解を得ることによる和解、⑤地域住民が施設や利用者と直接かかわりを持つことによる和解。そして、このような和解プロセスの特徴を規定している要因について、年代の違い、地域の特性、施設側の姿勢、コンフリクト発生の要因と大きさ、という4つの視点から論じている。別言すれば、施設を利用する人々についての知識だけでなく、これらさまざまな要因が施設コンフリクトには絡んでおり、和解に至るプロセスも多様ということである。単純に施設利用者の実情を説明すれば解決するという問題ではないことがわかる。

上記5つの和解プロセスのうち、野村は④と⑤を施設コンフリクトが解消されている状態としているが、いずれも長い時間をかけて和解に至っているパターンである。すなわち、薬物依存回復者らが地域住民に受け入れられ、理解を得る道のりは長く、地道な取り組みが求められるということであろう。

今回の調査からは、これらの地道な取り組みを支える支援者の存在も明らかになっている。日常的にダルクの活動に協力し、支えている協力者らが個別にダルクの取り組みを知人等に紹介したり、活動への参加を促したり、協力を募ったりすることで、偏見解消に一役買っている。これは、インフォーマル・サポートを拡充する有力な方法として、注目すべき現象である。さらに、回復した者の声を聞く機会を増やすことも、薬物依存に対する認識をあらためるきっかけになるだろう。そのような人々とのつながりや出会いを増やすことが、結果的には多様性を受け入れる社会の実現につながると考えられるのである。

一方、今回の調査では行政に対する不満が表現されていたが、過去の施設コンフリクトにおいて、行政職員が重要な役割を果たし和解に至ったケースも紹介されている（野村、2018）⁶。共生社会の実現では、行政の覚悟が問われているとも言えよう。

【謝辞】本調査の実施に当たり、御協力くださったダルクの方々に厚く御礼申し上げます。

⁵ 野村恭代（2008）「地域住民と社会福祉施設の関係形成に関する一考察」『帝塚山大学心理福祉学部紀要』（4），pp111-121.

⁶ 野村恭代（2019）『施設コンフリクト—対立から合意形成へのマネジメント』幻冬舎。